

第 1 3 号議案

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 3 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、法令及び条例に基づく委員の委嘱のうち、附属機関以外の委員の委嘱について、教育長に委任し、及び条文中の用語の整理を行うため、規則を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「または」を「又は」に改める。

第2条第11号中「法令及び条例に基づく」を「附属機関の」に改める。

第3条第2項中「うけなければならない」を「受けなければならない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則 昭和39年12月15日 久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、<u>または</u>臨時に代理させる事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。 (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。 (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。 (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。 (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。 (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。 (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。 	<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則 昭和39年12月15日 久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、<u>又は</u>臨時に代理させる事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。 (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。 (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。 (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。 (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。 (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。 (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。

<p>(8) 重要な工事の計画を決定すること。</p> <p>(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。</p> <p>(11) <u>法令及び条例に基づく委員</u>を委嘱すること。</p> <p>(12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。</p> <p>(14) 教科用図書を選択すること。</p> <p>(15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。</p> <p>(16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。</p> <p>(17) 訴訟及び不服申立てに関すること。</p> <p>(臨時代理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を<u>うけなければならない</u>。</p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(8) 重要な工事の計画を決定すること。</p> <p>(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。</p> <p>(11) <u>附属機関の委員</u>を委嘱すること。</p> <p>(12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。</p> <p>(14) 教科用図書を選択すること。</p> <p>(15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。</p> <p>(16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。</p> <p>(17) 訴訟及び不服申立てに関すること。</p> <p>(臨時代理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を<u>受けなければならない</u>。</p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	--

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 1 4 号議案

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 3 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 5 条第 4 項及び第 5 項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 0 条第 9 項及び第 1 0 項の規定により、令和 6 年度久留米市立学校の主任等を任命しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

久留米市立学校の主任等の任命について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第10条第9項及び第10項の規定により、別紙の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

第 15 号議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 23 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の欠員補充のため、委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

校 区	氏 名	任 期
西国分校区	こうだ たけし 香田 岳之	令和6年5月1日から 令和8年3月31日まで

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

■委嘱（令和6年5月1日付）

校区・地域	氏名	年齢／性別	推薦理由
西国分校区	香田 岳之(コウダ タケシ)	58／男	校区の体育部長として校区運動会、子ども球技大会等の行事運営に携わっている。部員からの信頼も厚く将来を嘱望されているため。

■久留米市スポーツ推進委員の構成（R6/5/1現在）

○定数111人中105名。

○105名中 女性スポーツ推進委員数 38名 女性委員登用率 36.2%

○年齢は、34歳から74歳と幅広く、平均年齢は57.0歳。

30歳代：3名 40歳代：23名

50歳代：39名 60歳代：31名 70歳代：9名

○経験年数の平均は9年。（最長は46年）

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 1 6 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 3 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校体育	たなか まさのぶ 田中 雅信	久留米市中学校体育連盟	令和6年5月1日 から
その他市長 が特に必要 と認めた者	ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部	令和7年12月31日 まで

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R6.5.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ほり ひでゆき 堀 秀行	前保健医療経営大学	ほり ひでゆき 堀 秀行	前保健医療経営大学
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会
	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会
	さかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会	さかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会
学校体育	きもと せいらう 木本 靖朗	久留米市中学校体育連盟	※ たなか まさのぶ 田中 雅信	久留米市中学校体育連盟
	あんどう としき 安藤 俊貴	久留米市立竹野小学校	あんどう としき 安藤 俊貴	久留米市立竹野小学校
関係団体等	たてやま はつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会	たてやま はつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会
	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	たけむら まさたか 竹村 政高	久留米市市民文化部	※ ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部

※は新委員

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

令和6年度久留米市教育施策要綱（案）

1 教育施策要綱の趣旨

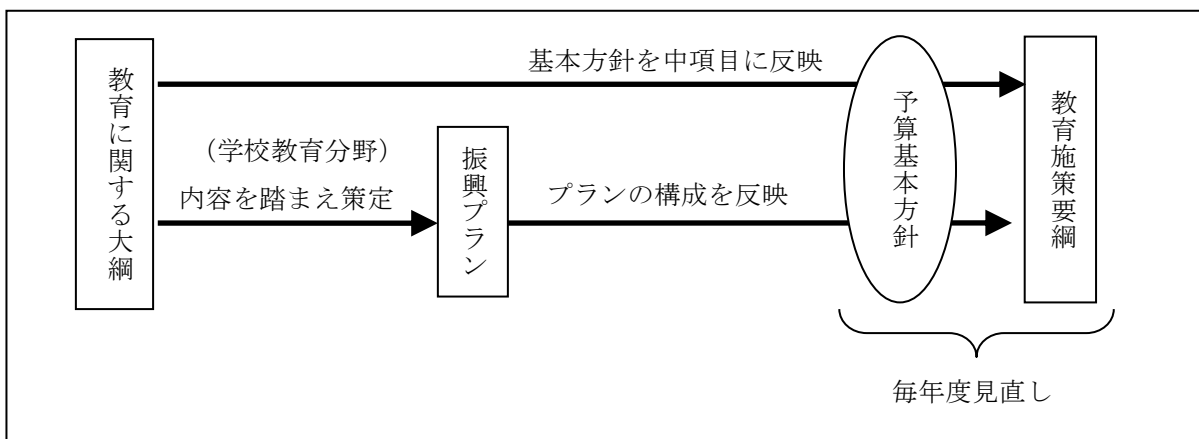
令和6年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

2 教育施策要綱の構成について

教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランに基づき、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- ① 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って、施策を実施するための年度計画として策定する。
- ② 施策要綱の学校教育分野は、教育振興プランの構成を踏まえ、同プランの実施計画として策定する。
- ③ 予算との整合を図るため、教育委員会の事務事業（教育部・市民文化部）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

施策要綱の位置付けのイメージ



3 教育施策要綱の概要

項目	内容
<p>第1章 教育施策の重点課題と対応方針</p>	<p>総括的な考え方として、教育に関する大綱、及び久留米市教育振興プランに掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和6年度の基本方針を記載する。</p>
<p>第2章 教育行政の主要施策の展開</p>	<p>教育に関する大綱の基本方針をもとに、基本方針によって、項目を設定する。</p>
<p>I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進</p> <p>II 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 歴史遺産の保存・活用 3 スポーツの推進 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり <p>III 教育施策の重点事業</p> <p>I・IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について記載する。</p>	

3 令和6年度の主な変更点

	ページ	概要
1	2	第1章 教育施策の基本方針 教育施策の重点課題と対応方針として、教育部、市民文化部の基本方針を掲載
2	4	教育振興プランの推進（施策と評価指標） 令和5年度に実施した中間見直しによる評価指標の追加や変更を反映
3	13	学校給食支援 物価高騰に対する保護者負担軽減策として、小・中・特別支援学校の給食費の一部を助成
4	29	外国人等児童生徒サポート事業 日本語の支援が必要な外国人等児童生徒が増加している現状を踏まえ、当該事業を重点事業に追加
5	30	教育支援総合対策事業 不登校対応方針を踏まえた取組を推進するため、新たに（仮称）久留米市不登校対応方針推進委員会を設置する。
6	31	小学校不登校対応総合推進事業 「生徒指導サポーター」を「児童支援サポーター」に名称変更
7	40	子どものための働き方改革推進事業 「久留米市立学校における働き方改革推進事業」から事業名変更
8	45	未来の地域リーダー育成プログラム事業 中学生の次世代リーダーとしての資質等の育成及び芸術への関心を高めるため、県と連携して行う事業を実施

教育委員会後援事業等に関する報告

R6.3.10からR6.4.9受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和6年11月3日(日) 8:00~15:30	筑後川マラソン2024	NPO 譚々	久留米百年公園・筑後川河川敷	後援	体育スポーツ課
2	令和6年7月20日(土)~令和6年8月24日(土) 合計18回	2024年 夏「能古島自然教室」	能古島青少年育成協会	福岡県福岡市西区能古島および、のこのしまアイランドパーク	後援	生涯学習推進課
3	令和6年10月27日(日) 14:00~16:30	久留米音協合唱団創立60周年記念演奏会	久留米音協合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
4	令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)	「家庭の日」「オアシス運動」推進キャンペーン	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議	福岡県公認ボウリング場協会加盟ボウリング場 他	後援	生涯学習推進課
5	2024年8月25日(日) 14:00~16:00	柳家花緑氏講演会「頑張る」人生から「感謝」する人生へ～捉え方で日常は変わる～	特定非営利活動法人ハッピーママくらぶ	久留米大学医学部 筑水会館	後援	生涯学習推進課
6	令和6年5月25日(土) 10:00~18:00: 令和6年5月26日(日) 10:00~18:00	MY STAR MARCHE ~魂震えるスキを見つけよう~	SPIRIT COLOR	くるめウス周辺の筑後川河川敷	後援	生涯学習推進課
7	2024年4月20日(土) 10:00~15:00	親子で楽しく学べる体験型プログラム	キッズマネースクールアセットラボ校	久留米シティプラザ スタジオ2	後援	生涯学習推進課
8	2024年7月20日(土)~9月29日(日)	にしてつキッズしごと体験スクール2024	西日本鉄道株式会社	西鉄電車、駅、バス、水族館、ラジオ局など	後援	生涯学習推進課
9	令和6年4月21日(日) 10:00~16:00	石橋文化センターこどもスケッチ大会2024	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
10	令和6年5月5日(日)~令和7年1月26日(日) 毎週日曜日 10:00~12:00	伝統文化囲碁親子教室	日本棋院久留米中央支部囲碁センター碁楽	ツジ胃腸内科医院内地域交流センターケアハウスコスモス21	後援	生涯学習推進課
11						
12						
13						